

当ニュースレターでは直近の法改正や新政令・通達及び、税務・税関当局から直近で発行されたオフィシャルレターによる税務見解をダイジェストでご紹介させていただきます。

今回のニュースレターのテーマは以下の通りです。

1. 税務行政
2. 法人税 (CIT) & 移転価格 (TP)
3. 付加価値税 (VAT)
4. 外国契約者税 (FCWT)
5. 貿易及び税関

※当資料は弊社によるニュースレターの要約版となります。詳細につきましては英語版の添付ニュースレターをご参照ください。



税務行政



ルーリングのガイダンス

本社の所在地と異なる地区に事業体を有する場合の税務申告について

税務行政法第38/2019/QH14号によると、原則として会社が本社の所在省以外の様々な省において複数事業を行っている場合（営業所や支店の形態等）、本社の管轄税務当局に税務申告を一括で申告すると共に、各省に納税額を配分することが求められ、これは省ごとの徴収対象に組み込まれています。（政令第126/2020/ND-CP号に規定されている場合を除く）

現在、財務省は税務行政法の政令第126/2020/ND-CP号の規定を明確にするためのCircularを作成中であり、税務申告と納税額の配分についての規定が示される予定です。

(ハノイ税務局発行の2020年1月28日付
Official Letter No.3620/CTHN-TTHT)



Contact us

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)
Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

法人税 (CIT) & 移転価格 (TP)



新しいレギュレーション

ハイテク企業に対する法人所得税 (CIT) の免税・減税について

2021年1月11日、財務省は政令第13/2019/ND-CP号に基づいた、ハイテク企業に対する法人所得税 (CIT) の免税・減税に関する通達第03/2021/TT-BTC号 (「通達03」) を公布しました。

それによるとインセンティブ措置享受の要件 (通達にて詳細を記載) を満たし、管轄官庁からハイテク企業である認証を受けた企業はCITの優遇措置を受けることができます。具体的には、4年間の免税と続く9年間の50%減税を受けることが可能となります。なお、免税・減税期間はハイテク企業の認定日から起算されます。認証を受けた最初の年から3年以内に課税所得がない場合は、免税・減税の対象期間は4年目から起算されて計算されます。

また、このCircularでは、インセンティブ条件に不備がある年、最初の稼働年が12ヶ月に満たない場合、インセンティブの移行、科学技術企業の認定に新製品を追加する場合などの取り扱いについても規定しています。

通達03は2021年3月1日から施行されます。

(財務省発行の2021年1月11日付通達第No.03/2021/TT-BTC号)

ルーリングのガイダンス

従業員の子供のための学費

ベトナム人従業員が外国企業と直接労働契約を締結し、ベトナム国内派遣されて就労することとなった場合、ベトナム企業が支払った従業員の子供の学費はベトナム企業の法人所得税 (CIT) 計算上、損金不算入となり、またその従業員の個人所得税 (PIT) 計算上も非課税項目とはなりません。

(ハノイ税務局発行の2021年1月15日付Official Letter No.1981/CTHN-TTHT)

労働者に代わって支払われた退職基金への掛金

外国の親会社が従業員をベトナムで勤務させる際に、ベトナム側がその従業員に代わって年金基金への拠出金を支払う義務があることを規定した書面による合意がある場合、その年金基金への拠出金は法人税の課税所得の計算上、損金算入が可能です。

(ハノイ税務局発行の2021年1月28日付のOfficial Letter No.3619/CTHT-TTHT)



Contact us

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

法人税 (CIT) & 移転価格 (TP)



ルーリングのガイダンス (続き)

法人所得税 (CIT) 30%減税に該当する所得

企業が政令第No.114/2020/ND-CP号の第1条で定めたカテゴリーに該当し、2020年の総収入が2,000億VNDを超えない場合、当該年度の法人所得税 (CIT) の納付額は30%減額されます。

2020年度の法人税減税は、法人税法第3条第18項に規定されている金額 (資本金、出資金の権利の移転活動による所得、不動産、投資プロジェクトの移転による所得など) を含む企業の総所得に対して適用されます。

(ハノイ税務局発行の2021年2月8日付
Official Letter No.4858/CTHN-TTHT)

関連当事者間取引を行う企業に対する税務行政を規定する政令第132/2020/ND-CP号の留意点

2021年1月27日、税務総局は地方税務当局に対し、政令第132/2020/ND-CP号で規定された関連当事者間取引を行う企業に対する税務行政を定める新たなレギュレーションについて言及した Official Letter No. 271/TCT-TTKT (以下「OL271」) を発行しました。詳細は以下のとおりです。

政令第132は第5条、第2項において、関連当事者取引のタイプGおよびタイプLについて改訂、補足している。

- 第4条において、所轄官庁協定、国際税務協定、税務における相互行政支援に関する多国間条約、報告主体などの新しい用語を明確にしました。また、第4条第7項において、"税務当局のデータベース"の定義が補足されました。

- 第9条の第4項において、独立企業間価格レンジが35パーセントから75パーセントに変更されました。
- 損金算入可能な利息費用に関するガイダンスは、Decree 68/2020/ND-CPの第16条第3項から全て引き継がれました。
- 国別報告書 (CbCR) の詳細については第18条の第5項において具体的に規定されました。
- OL271号のポイント6において、CbCRを通常の税務監査を実施せずに利益率の決定に利用しないことを再度強調しています。(政令第132/2020/ND-CP号の第20条、ポイント1cを参照)
- CbCRレポートの適切な利用方法については第20条の第1項のポイントCに追加された。

また、OL271によると、財務省は政令第132をガイドする通達を発行しないとのこと。

(税務総局発行の2021年1月27日付
Official Letter No. 271/TCT-TTKT、及び弊社が発行した2020年11月9日および2020年11月27日付のアラート)



Contact us

Website: deloitte.com/vn
Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

ルーリングのガイダンス

従業員への貸付金の利息はVATが免除されるが、利息回収時にインボイスを発行する必要がある事について

会社が従業員に金銭を貸付けた場合、"個人向けローン"とみなされるため、この取引はVATの対象外となります。しかし利息を回収する際には、会社はインボイスを発行する必要があります。このインボイスには、貸付金の利息額及び税率が明記され、VAT額は空欄（スラッシュ）として記載されることになります。

(ハノイ税務局発行の2021年1月26日付
Official Letter No. 3269/CTHN-TTHT)



付加価値税 (VAT)



Contact us

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



外国契約者税 (FCWT)



ルーリングのガイダンス

国際条約による外国契約者税 (FCWT) の優遇

アジアインフラ投資銀行-AIIB (外国契約者) の所得はサーキュラー No.103/2014/TT-BTC号の適用対象であるが、以下のような場合には、国際条約に基づいてFCWTの免税条項が優先して適用される可能性があります。

- 同意書 (AIIBがベトナムの銀行規則に従って公式業務を行っている場合に、地位、特権、減免が有効になることを説明するためのベトナム国家銀行からAIIBへの文書) は、国際条約とみなされます。
- この国際条約は、Circular No.103/2014/TT-BTCのガイダンスとは異なり、外国契約者税の非課税のケースを規定しています。

(ハノイ税務局発行の2021年1月8日付 Official Letter No. 1071/CTHN-TTHT)

外国契約終了後の外国契約者税 (FCWT) の確定申告義務について

本文書では、会社が外国契約者 (販売者) と基本契約を締結し、さらに発注の都度、発注書に署名している場合について言及しています。当該会社がFCWTを確定申告する義務については明確にされていませんが、本文書では以下について強調しています。

- FCWTの申告は、各取引の都度、または毎月 (納税義務が発生した場合) で行うこと。
- FCWTの確定申告は、契約の終了/満了時にのみ必要であること。

弊社の考察によると、マスター契約を締結し、特定の発注書に基づいて購入している企業の多くは、マスター契約の終了時点までFCWTの確定申告を行っていません。

(ハノイ税務局発行の税務政策への解説に関する2021年1月15日付 Official Letter No.171/CT-TTHT)

海外の協会への会費

会社が海外の企業からの購入を促進することを目的として、海外の協会に加入するために会費を支払った場合、財務省発行の2014年8月6日付通達第103/2014/TT-BTC号の第2条の第3項に基づき、当該協会の収入はFCWTの対象となりません。

(ロンアン税務局発行の2021年1月19日付 Official Letter No.185/CT-TTHT)

製造・据付サービスに対する外国契約者税 (FCWT)

ベトナム企業が外国の請負業者から材料や機器を購入する契約に署名し、請負業者が機械や部品の提供に加えて製造、据付、試運転サービスも提供し、かつ契約書に機械、部品とその他の付随サービスの価値が区分されている場合、「ベトナムに派遣された外国人専門家が行う製造、据付、試運転サービス提供に関連するサービス」に対するFCWTは、以下の比率のとおり、課税売上高の割合に基づいて計算されます。

- 法人税 (CIT) : 据付サービスは2%、その他のサービスは5%。
- 付加価値税 (VAT) : サービスに対して5%。

(ハノイ税務局発行の2021年1月12日付 Official Letter No.1452/CT-TTHT)



Contact us

Website: deloitte.com/vn
Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

貿易及び税関



ルーリングのガイダンス

欧州連合・ベトナム間自由貿易協定 (EVFTA) 下の関税率を享受する為の原産地証明書 ("P/O") の提出期限

財務省は2021年1月25日、EVFTAで輸入される商品のP/Oの提出時期を規定する通達第07/2021/TT-BTC号を公布しました。本通達は2021年3月11日に有効となります。

それによると、P/Oの税関申告時に提出する必要があります。税関申告時にP/Oが入手できない場合、申告者は税関申告書に提出が遅れる旨記載する必要があります。P/Oがまだ有効である限りにおいて申告日から2年以内にEVFTA関税率を適用するためにP/Oを補足して提出することが認められます。

不可抗力の理由により所定の期限を過ぎてP/Oを提出した場合は、財務省（税関総局）がEVFTA関税率の適用をその具体的な状況を勘案して決定することになります。その他の理由による提出遅延の場合、商品はP/Oの有効期間内に輸入されなければなりません。

2020年8月1日からこの通達の発効日前の間に輸入された商品の税関申告については、商品がEVFTA関税率を享受するためのすべての要件を満たしており、EVFTAおよび政令第111/2020/ND-CP号に規定されている税率より高税率で既に税金を支払った場合、申告者は規定通りに当該P/Oを提出することにより過払い関税の還付の処理ができます。

(財務省発行の2021年1月25日付通達第No. 07/2021/TT-BTC号)

ルーリングのガイダンス

EVFTA下の原産地自己証明書 EUを原産国とし、通達第No.38/2018/TT-BTC号に添付されたAppendix IIIに記載されている輸入品であり、通達第11/2020/TT-BTC号に基づいてEUの輸出業者が発行した原産地自己証明書がある場合、EVFTA下の関税率の適用が検討されます。

(税関総局発行の2021年1月18日付 Official Letter No. 236/TCHQ-GSQL)

REXコードを有しているEUの輸出業者の、6,000ユーロ以上の貨物に対する原産地自己証明書は輸出業者の署名がなくても認められます。

(ホーチミン関税局発行の2021年1月18日付 Official Letter No. 117/TCHQ-GSQL)

Contact us

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

貿易及び税関



ルーリングのガイダンス（続き）

政令第134/2016/ND-CP号を改正・補足する現在提案中の政令草案に基づき、税関当局から輸出加工企業（EPE）の条件を満たしている旨の確認を受ける前の輸入品に対する関税の処理について

現在提案されている政令第134/2016/ND-CPを改正・補足する政令第28a条第3項および第7項によると、同政令が正式に発行され次第、同政令は有効となるため、EPEの投資証明書発行日から非関税地域の関税処理が適用されることとなります。EPEは税関当局から税関の監督・監視条件を満たした旨の確認を受ける前に輸入された商品に関する輸入関税を既に支払った場合、規定通りに過払いの税額を還付されることが認められます。

（税関総局発行の2021年1月20日付Official Letter No. 282/TCHQ-TXNKおよび2021年1月25日付Official Letter No.348/TCHQ-TXNK）

輸出加工企業（EPE）は国内企業に金型を貸与する場合の関税・VATの処理

- 通関手続きについて：EPEおよび国内企業は、一方では一時的な輸出から再輸入を、他方では一時的な輸入から再輸出の申告モデルを適用します。
- 輸出入の関税について：国内企業は輸入関税を免除されず、国内企業は一時輸入する際に輸入関税を申告・納付しなければならず、当該輸入税金は金型を再輸出する際には返還されません。
- 付加価値税(VAT)について。国内企業が一時的な輸入品として申告した金型は、VATの対象とはなりません。リース期間が終了したにもかかわらず、国内企業が金型を使用し続け、再輸出を拒否した場合は、VATを申告・納付しなければなりません。金型が破損して再輸出できないために廃棄しなければならない、法律に基づいて実際に廃棄した場合は、VATの申告・納付は必要ありません。

（税関総局発行の2021年2月1日付Official Letter No. 475/TCHQ-TXNK）



Contact us

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)
Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

Contact us



Thomas McClelland
National Tax Leader
+84 28 7101 4333
tmcclelland@deloitte.com



Bui Ngoc Tuan
Tax Partner
+84 24 7105 0021
tbui@deloitte.com



Bui Tuan Minh
Tax Partner
+84 24 7105 0022
mbui@deloitte.com



Phan Vu Hoang
Tax Partner
+84 28 7101 4345
hoangphan@deloitte.com



Dinh Mai Hanh
Tax Partner
+84 24 7105 0050
handinh@deloitte.com



Suresh G Kumar
Tax Partner
+84 28 7101 4400
ksuresh@deloitte.com



Vo Hiep Van An
Tax Partner
+84 28 7101 4444
avo@deloitte.com



Vu Thu Nga
Tax Partner
+84 24 7105 0023
ngavu@deloitte.com

Hanoi Office

15th Floor, Vinaconex Building,
34 Lang Ha Street, Dong Da District,
Hanoi, Vietnam.

Tel: +84 24 7105 0000

Fax: +84 24 6288 5678

 www.deloitte.com/vn

Ho Chi Minh City Office

18th Floor, Times Square Building,
57-69F Dong Khoi Street, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam.

Tel: +84 28 7101 4555

Fax: +84 28 3910 0750

 deloittevietnam@deloitte.com

Deloitte.



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.